

北海旅第136号  
令和4年10月28日

株式会社テクノス  
代表取締役 川村 高広 殿

北海道運輸局長  
岩城 宏幸



造船法第2条第1項の規定に基づく施設の新設許可について

令和4年10月4日付けで申請のあった貴社の施設の新設については、下記のとおり許可されたので通知する。

記

1. 許可年月日 令和4年10月28日
2. 許可番号 北旅設許第4-2号
3. 造船所 株式会社テクノス室蘭造船所
4. 許可内容 施設の新設（テクノス室蘭造船所にかかる修繕し得る最大の船舶の長さ、幅、及び総トン数がそれぞれ56メートル、25.92メートル及び900トンである浮きドックFD6200を含む施設の新設。）

北海旅第84号  
令和6年6月28日

株式会社テクノス  
代表取締役 川村 高広 殿

北海道運輸局長  
井上 健二



造船法第3条第1項の規定に基づく設備の拡張許可について

令和6年6月6日付けで申請のあった貴社の設備の拡張については、下記のとおり許可されたので通知する。

記

- 許可年月日 令和6年6月28日
- 許可番号 北旅設許第6-1号
- 造船所 株式会社テクノス室蘭造船所
- 許可内容 設備の拡張(浮きドックFD6200で修繕し得る最大の船舶の長さ、幅、総トン数を62.0メートル、25.92メートル、920トンに拡張)